

令和7年度「大山時間」ツアー商品造成業務
「公募型プロポーザル方式」公告 企画提案募集要項

令和7年6月9日

鳥取県西部ブランディングプロジェクト「大山時間」事務局：西部商工会産業支援センター
次のとおり、企画提案書を受け付けます。

1. 業務の目的

西部7商工会エリアは、大山をはじめとする自然環境が豊かな地域であり多くの観光客から評価をいただいているが、エリア全体の波及は限定的である。飲食店や宿泊施設、観光関連事業者との連携を強化し、ツアー参加者の滞在促進や地域内での消費拡大を図る。また、サイクリングなどの体験を通し、地域の魅力を触れてもらい観光客の満足度向上につなげ、リピーターの増加と地域全体の魅力発信を促進させる。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「大山時間」ツアー商品造成業務

(2) 業務内容

別紙「「大山時間」ツアー商品造成業務委託に係る公募型プロポーザル〔仕様書〕
(以下「仕様書」という。)によります。

(3) 予算限度額

金3,600,000円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(5) 企画提案に係る日程

(ア) 募集開始 令和7年6月9日(月)

(イ) 質問票提出期限 令和7年6月20日(金)

(ウ) 参加申込書提出期限 令和7年6月20日(金)

(エ) 企画提案資料提出期限 令和7年6月27日(金)

(オ) 企画提案書審査 書面開催(プレゼンなし)

(カ) 審査結果通知 令和7年7月上旬

3. 企画提案への参加

(1) 参加申込

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付資料」に掲げる資料を提出し、提案参加資格の確認を受けなければなりません。

(2) 参加申込書及び添付資料

次に掲げる参加申込書等を提出すること

(ア) 参加申込書（様式1）

(イ) 商業・法人登記簿謄本（写し可）

(ウ) 旅行業登録票（写し・画像可）

(エ) 直近の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し

※ 事業者概要等の資料がある場合は添付してください。

(3) 参加申込書の提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時まで

(4) 参加申込書の提出方法・提出先

電子メールにより、以下のアドレスへ期限までに必着のこと

メールアドレス 西部商工会産業支援センター：tss-sect@tori-skr.jp

※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること（0859-37-0085）

(5) 提案参加資格

共同事業体の場合は、代表事業者が以下の要件を満たすことが条件です。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと

(エ) 大山山麓・日野川流域観光推進協議会への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(オ) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

(カ) 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事務所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について、未納がないこと。

4. 契約形態

公募型プロポーザルにより、企画提案について審査の結果、最も評価が高かった者を第一位の委託業務実施候補者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。審査の結果、第一位の委託業務実施候補者が契約を締結しない場合には、次点の者と契約の交渉を行います。企画提案資料を提出後、契約を締結するまでの間、「3. 企画提案への参加」に記載されている応募資格の条件を満たさない事態が発生した場合には契約を締結しないものとします。手続きの停止又は契約を解除した場合も、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとします。

5. 企画提案に係る質問の受付

(1) 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、質問票（任意書式）に記載のうえ、電子メールにて次のアドレスに送信すること。

メールアドレス：tss-sect@tori-skr.jp

※ 電話にてメール送信した旨を連絡すること

(2) 受付期間

令和7年6月20日（金）正午まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年6月20日（金）以降に順次回答します。

(4) その他

電話や口頭での質問には応じません。ただし、質問票の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ問い合わせます。

6. 企画提案資料の提出・審査

(1) 提出資料

企画提案資料は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

(ア) 事業者概要

- ・事業者の概要が把握できる資料

(イ) 業務体制

- ・本業務遂行のための体制が把握できる資料（プロジェクトチームの編成、人員数、関連事業者等とのネットワーク、類似事業の受注実績等）

(ウ) 企画提案資料

- ・様式は任意とし、企画コンセプト、アピールポイント、作業スケジュール等を簡潔に記載するとともに、仕様書の業務内容等への対応を記載すること。
- ・企画提案資料のデータサイズは30MB以内（印刷した場合、A4横サイズで30ページ以内）。

(エ) 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳をできる限り詳細に記載のこと。
見積額は予算限度額の範囲内とすること。

(2) 提出方法・提出先

郵送及び電子メールにより期限までに必着のこと。

その際、件名を「「大山時間」 ツアー商品造成業務委託企画提案資料（貴事業者名）」
とすること。

郵送先 〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 8 8 5－9

西部商工会産業支援センター

メールアドレス 西部商工会産業支援センター：tss-sect@tori-skr.jp

(3) 提出部数

5 部（正本 1 部、副本 4 部）

(4) 提出期限

令和 7 年 6 月 2 7 日（金）正午まで

(5) 審査

(ア) 審査方法

- ・審査は書面で行い、プレゼンテーション・ヒアリングは実施しない。
- ・審査結果は提案者全員に令和 7 年 7 月上旬頃通知予定。

(イ) その他

- ・総得点が 1 位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は委託業務実施候補者に選定しないことがあります。

7. 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時までに企画提案資料等を提出しないとき
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、又は参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき
- (5) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において次のいずれかに該当するとき
 - (ア) 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき
 - (イ) 企画提案資料等に虚偽の記載をしたとき

8. 契約

(1) 契約の方法

審査後、第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議します。

(2) その他

(ア) 仕様書は企画提案の内容を踏まえ、変更する場合があります。

(イ) 採択決定後から委託契約締結までの間に、当方との協議を経て、業務内容、業務規模、金額等に変更が生じる可能性があります。

(ウ) 災害の発生等により、やむを得ず事業を中止、延期又は事業内容を変更する場合があります。その際の契約内容については、当方と協議の上、決定することとします。

9. その他

(1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とします。

(2) 参加表明後に企画提案資料の提出を辞退する場合は、メールにより不参加の旨を連絡してください。

(3) 提出された企画提案資料等は返却しません。

(4) 契約の優先交渉権者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。

(5) 特定された企画提案資料等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合があります。

(6) 参加及び企画提案に関する説明会は開催しません。

(7) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがあります。

(8) 提出された資料は、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

(9) 選考経過についての問い合わせは受け付けません。

10. 問い合わせ先

原則として、5.(1)の質問により問い合わせを行ってください。

その他、質問票によることが適当でない場合は以下まで電子メールにて問い合わせをお願いします。電話での問い合わせには対応できません。

メールアドレス 西部商工会産業支援センター：tss-sect@tori-skr.jp